

事業&活動報告

■「失敗しないチラシづくりとPRのコツ」開催報告

年明け間もない1月13日(成人の日)に、当センターとしては約5年ぶりとなる「チラシづくり」をテーマとした市民活動ステップアップ講座を開催しました。講師は、(株)石塚計画デザイン事務所の千葉晋也さん。事前に送付いただいた講義資料を見て「これは絶対ためになる！」と担当者が確信したとおり、受講中の皆さんの様子や終了後のアンケート結果からも、たいへん満足度の高い講座となりました。講師のお話で印象に残ったキーフレーズを、いくつかご紹介します。

- ・PR(広報)は自分の事・伝えたい相手の事を考えることから始まる。
- ・ダメなチラシにはダメな理由がある。
- ・必要な情報(6W2H)が載っているか？
- ・読んでほしい言葉を強調する！

まさに「目からうろこ」な内容が盛りだくさんの、あっという間の2時間半でした。

事前に定員に達したため、参加いただけなかった方もいらっしゃいました。次年度もまた「千葉に千葉さんをお呼びしたい」と考えています。



■第2回市民活動交流サロン開催報告

1月12日市民活動交流サロンが開催され、今回のテーマは「公民館との連携」でした。今年度公民館と連携を行った6団体の報告をしていただき、5名の公民館関係者の方にもご参加いただきました。参加人数28名と大盛況なサロンとなり、「どうしたら公民館と連携が取れるのか?」「どこに連絡を取ればよいのか?」など、普段聞くことの出来なかったことの解決や、参加団体との交流が盛んに行われていました。今回報告をいただいた団体とご参加いただきました公民館関係者は次の通りです。(順不同)

報告団体

- お産子育て向上委員会
- よみよみの会
- 防災・避難所運営マニュアルをつくる会
- 千葉友の会
- Sazanami Networks
- 森の木

公民館関係者

- 公民館管理室
- 宮崎公民館
- 椿森公民館
- さつきが丘公民館
- 椎名公民館

次回の交流サロンは、3月28日(土)「年度末大交流会」です。是非皆さまのご参加をお待ちしております。(詳細は4頁参照)



ミニコラム

ちばさぽの風 vol.36

「市民自治によるまちづくり条例」を活かす

「千葉市市民自治によるまちづくり条例」(以下、本条例といたします)が、2020年4月1日に施行されます。2008年制定の「千葉市市民参加及び協働に関する条例」を改正したのですが、本条例案の作成は、ワークショップなどでの市民からの意見や、市民メンバーによるプロジェクトチームでの検討結果を反映させる形で進められてきました。

条例には、「路上喫煙・ポイ捨て防止条例」のように罰則規定が定められているものもありますが、本条例は、そういったものではありません。『将来に引き継ぎたいと思えるまち』を実現することを目的とし、まちづくりの基本理念や、市民活動団体・市民自治・協働などの用語の定義、市の責務、市民や町内自治会の役割などを定めた内容となっています。ちなみに「まちづくり」とは、『社会の課題の解決を図り、より住みやすい社会を形成すること』と定義されています。

さて、昨年11月30日に、当センター運営協議会の主催で本条例の勉強会を開催し、所管課からの説明や質疑応答が行われました。個人的な印象では、本条例が施行されてもすぐに何かが変わるわけではなく、「本条例をどう活かすか」といったことを考えていく必要があると感じました。市は今後、本条例の解説書を作成、市民へ積極的にお知らせするとの

こと。本条例を知ってもらうための取組(例えばフォーラムの開催など)を“協働”で実施する、といったアイデアが浮かびましたが、皆さんはどうお感じでしょうか?



本条例の制定(改正)の理由の一つは、「市民活動(まちを良くする活動)を後押しするため」だそうです。本条例のあるなしに関わらず市民活動をしている(続ける)という人が大半でしょうが、新たに市民活動に携わる人も増やしたいですね。そのためには、市民活動の魅力を広く発信することが欠かせないでしょう。新年度は、そうした視点の取組も展開したいと考えています。(は)

【参考】千葉市の公式サイト右上にある「サイト内検索」に「市民自治によるまちづくり条例」と入力すると、条例についての詳しい説明や、市民局長のメッセージのページへのリンクが表示されます。ぜひご覧ください。

